



登米市シティプロモーションロゴマーク活用マニュアル

登米市

平成28年11月

はじめに

本マニュアルは、キャッチコピー「うまし、たくまし、登米市」を図案化した登米市シティプロモーションロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を様々なツールに使用する際の一定の基準を設けたマニュアル書です。様々な場面で、ご活用いただけたらと思います。

デザインコンセプト

広大で肥沃な登米耕土の魅力と、
そこで伸び伸びとたくましく生きる人々の活力を
一体化して表現したものです。



キャッチコピー ステートメント

登米は、うまい。

豊潤な登米耕土から生まれ、大切に育まれる恵みは、
素朴だけど味わい深い食になる。

登米は、たくましい。

代々培われてきた地域の絆は、そこに暮らす人々を結び、
たくましく生きる活力を生む。

登米は、うまくて、たくましい。

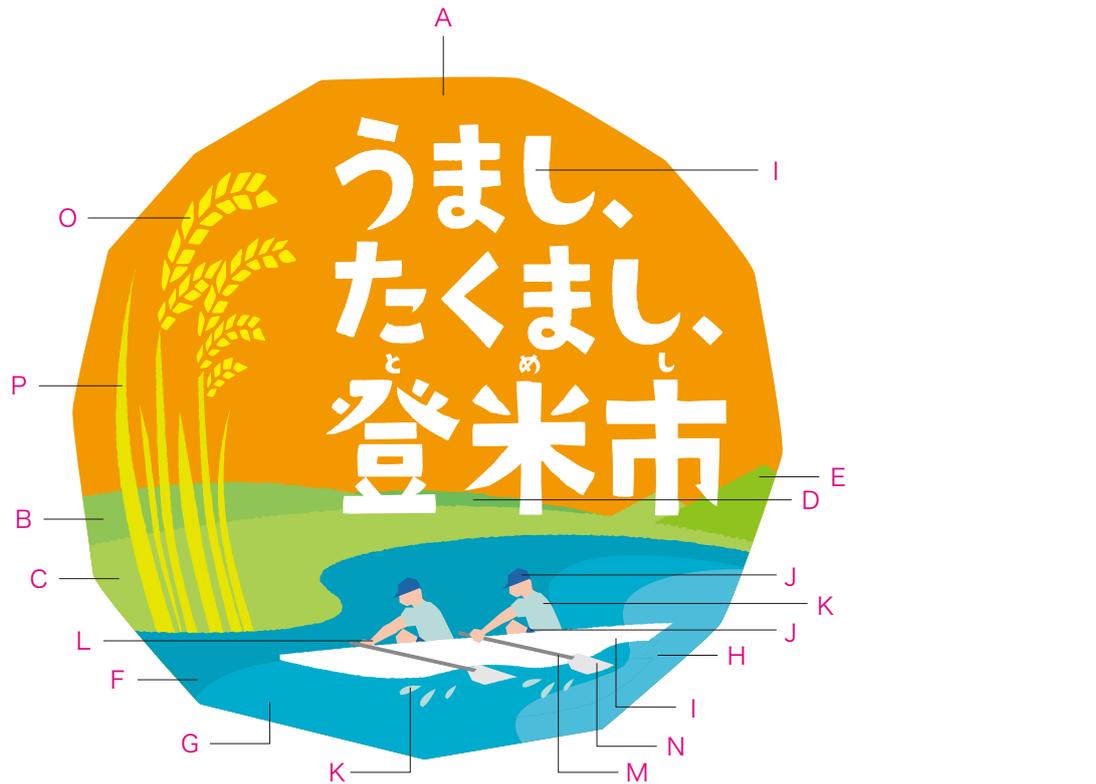
うまし、たくまし、登米市

目次

はじめに	01
1. ロゴマーク(カラー)	02
2. ロゴマーク(モノクロ)	03
3. セーフティスペース / 最小使用サイズ	04
4. 使用禁止例等	05
5. ロゴマークの使い方の例	06
6. ロゴマーク利用の手引き	07
7. 「ロゴマーク」と「市章」の関係	09

1. ロゴマーク（カラー）

ロゴマークを表現する上で、基準となる色味です。



A DIC 123
M=50% Y=100%

B DIC 91
C=50% Y=80%

C DIC 90
C=40% Y=80%

D DIC 172
C=60% Y=80%

E DIC 642
C=50% Y=100%

F DIC 180
C=88% M=11% Y=25%

G DIC 137
C=77% M=6% Y=18%

H DIC 98
C=64% M=3% Y=12%

I CMYK=0%

J DIC 183
C=86% M=58% Y=7%

K DIC 19
C=32% M=4% Y=18%

L DIC 7
M=30% Y=30%

M DIC 555
K=60%

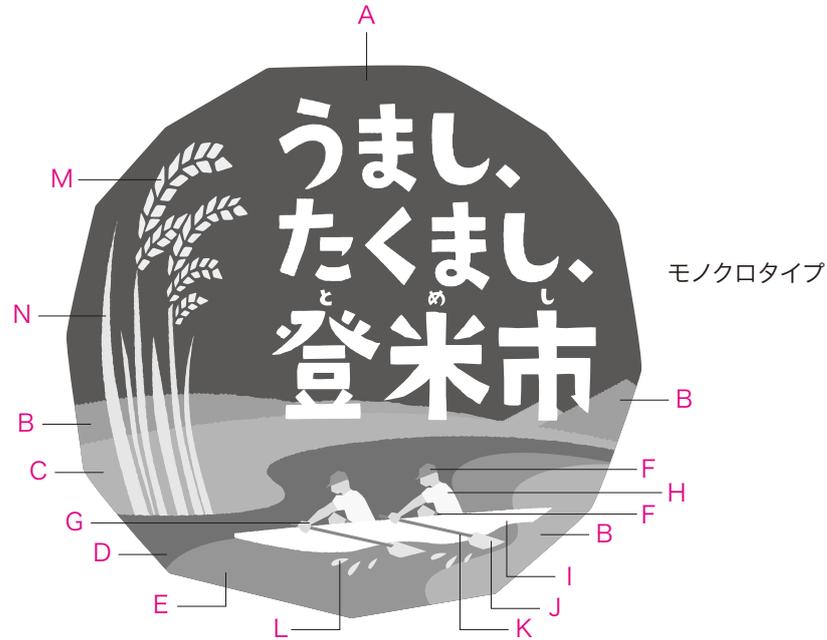
N DIC 650
K=15%

O DIC 87
C=5% Y=90%

P DIC 88
C=15% Y=100%

2. ロゴマーク（モノクロ）

カラーで使用できない場合のモノクロタイプです。カラータイプの印象を残したモノクロタイプと一色タイプがあります。



A	 K=80%	B	 K=50%	C	 K=40%	D	 K=70%	E	 K=62%
F	 K=54%	G	 K=21%	H	 K=5%	I	 K=0%	J	 K=20%
K	 K=60%	L	 K=14%	M	 K=10%	N	 K=15%		



3. セーフティスペース / 最小使用サイズ

[セーフティスペース]

ロゴマークの視認性を確保するために、下図のように周囲に一定のスペースを確保して、このスペース内に他の要素(イラスト・文字等)を入れないようにしてください。



[最小使用サイズ]

ロゴマークの視認性を確保するために、最小のサイズを設定いたしました。



4. 使用禁止例等

その独自性を損なうと同時に見る人に誤った印象を与えないように、ロゴマークは効果的に使用しなければなりません。下記のような使用は行わないでください。

変形しない(斜体・長体・平体)



基準色から色味を変更しない
(明度・彩度・色相全て)



一部の大きさを変えない



書体を変えて表示しない



セーフティスペース内に
他の要素を表示しない



回転しない



ぼかし等の縁取りをして
表示しない



他のデザインを加えない



切り離して使用しない



ロゴマーク内の文字を
組み替えて使用しない



ロゴマークの一部分だけを
使用しない



背景が近い色の時には
白フチを付ける



5. ロゴマークの使い方の例

名刺表 (カラー)

横・横



縦・横



縦・縦

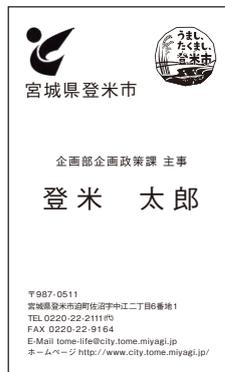


名刺表 (一色)

横・横



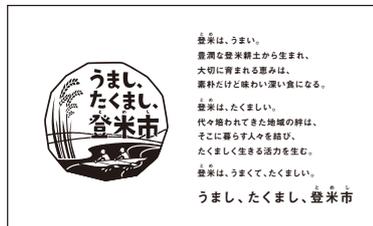
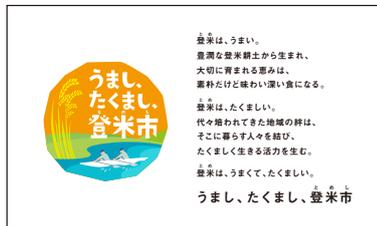
縦・横



縦・縦

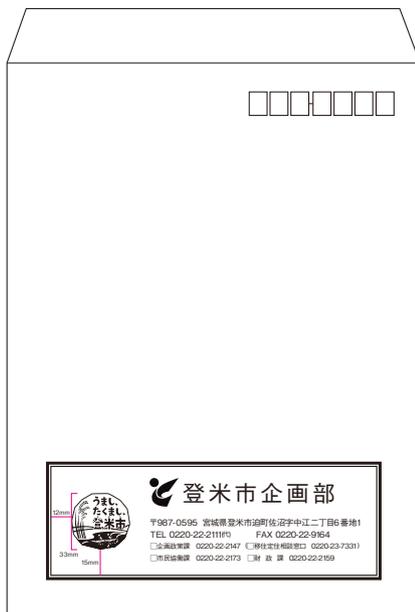


名刺 裏に入れる場合



封筒

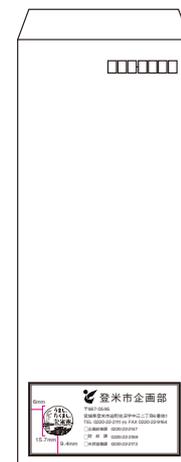
角型2号



長型3号



長型40号



6. ロゴマーク利用の手引き

1 使用方法

登米市の魅力発信につながる印刷物などに使用できます。

(印刷物はポスター、パンフレット、包装紙、名刺、封筒、紙袋などを想定しています。)

2 使用目的

ロゴマークは、登米市の魅力づくりや全国への情報発信、登米市に対する市民の愛着や誇りの向上など、登米市のイメージアップに寄与する目的であれば使用できます。

ただし、次に該当する場合は、使用できません。

- 登米市の信用や品位を損なうおそれがある場合
- 法令又は公序良俗に反するおそれのある場合
- 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれのある場合
- 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれのある場合
- ロゴマーク等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれのある場合
- 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に利用されるおそれのある場合
- その他市長が適切でないと認めた場合

3 使用手続き

ロゴマークの使用にあたっては、あらかじめ登米市企画部企画政策課へご連絡ください。

使用内容をお伺いし使用可能と判断した場合は、使用申請書を提出していただきます。

電子メールの場合は、連絡先・使用内容を記載してください。

ただし、次のような場合は申請不要です。

- 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- 市及び市が構成員となっている団体が使用する場合

4 使用条件

ロゴマークの使用にあたっての条件は、次のとおりです。

遵守事項	① 市が提供する画像データを使用すること ② 「登米市シティプロモーションロゴマーク活用マニュアル」に定められた使用方法に従うこと ③ 意匠法や商標法に基づく新たな権利を設定しないこと
使用料	無料
使用期間	1年以内（1年を超えて使用する場合は再申請が必要）

5 使用改善及び使用取消

目的と異なる使用又は遵守事項に反した使用を発見したときは、使用者に対して改善を求めるとし、改善指示に応じない場合は使用承認を取り消します。

6 使用にあたっての注意事項

- ロゴマークの使用によって生じる問題について、登米市は一切関知しません。
- ロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者本人の責任で必要な処理を行ってください。

7.「ロゴマーク」と「市章」の関係

市章は登米市のシンボルを意味するマークであるのに対し、
ロゴマークは、登米市というまちの魅力をPRするマークです。



登米市シティプロモーションロゴマーク



登米市市章

制定年

平成 28 年 11 月

平成 17 年 11 月

役割

登米市に対する、市民の愛着や誇りを高める
登米市の魅力や価値を伝え、対外的に PR する

登米市のシンボルマーク

想定する使用者

登米市、登米市民、市内事業者など

登米市

用途例

登米市の魅力や価値の向上・発信など、
登米市をPRするためのアイキャッチ的な使用や、
ロゴマークを活用したグッズ作成など。

登米市を象徴するものとして市の
公式行事や表彰、また各種印刷物、
イベントなどにおいて幅広く使用。

【問い合わせ】 宮城県登米市企画部企画政策課

〒 987-0511 宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1

TEL : 0220-23-7331 FAX : 0220-22-9164

Eメール : tome-life@city.tome.miyagi.jp

市ホームページ : <http://www.city.tome.miyagi.jp/>

シティプロモーション WEB サイト : <http://tome-pr.jp/>